

独立行政法人国民生活センター役員退職金に係る業績  
勘案率（案）について

平成 年 月 日  
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事長 [REDACTED] 業績勘案率は、1.0とする。  
理 事 [REDACTED] 業績勘案率は、1.0とする。

(決定の方法)

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

(決定の理由)

平成19年8月17日開催の国民生活センター分科会において審議  
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、  
法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はない  
と判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

## ■前理事長の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年 1月 1日～平成19年 3月31日  
 (役職在職期間 平成15年10月 1日～平成19年 3月31日)

## 2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2. (1)に基づき、  
 退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて  
 加重平均した値（小数点第2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とした。

## (1) 各事業年度の基準値 ■前理事長の職責にかかる項目数により算定)

## ①平成15年度 (W)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A} & + & \text{A} & & \text{B} & & \text{C} \\ (0 \times 5 + 38 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) & / & 39 & = & 4.0 \end{array}$$

$$\underline{W = 1.0}$$

## ②平成16年度 (X)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A} & + & \text{A} & & \text{B} & & \text{C} \\ (0 \times 5 + 46 \times 4 + 2 \times 3 + 1 \times 2 + 0 \times 1) & / & 49 & = & 3.9 \end{array}$$

$$\underline{X = 1.0}$$

## ③平成17年度 (Y)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A} & + & \text{A} & & \text{B} & & \text{C} \\ (0 \times 5 + 53 \times 4 + 2 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) & / & 55 & = & 4.0 \end{array}$$

$$\underline{Y = 1.0}$$

## ④平成18年度 (Z)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A} & + & \text{A} & & \text{B} & & \text{C} \\ (0 \times 5 + 53 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) & / & 54 & = & 4.0 \end{array}$$

$$\underline{Z = 1.0}$$

## (2) 基準業績勘案率の算定

$$(W \times 3\text{月} + X \times 12\text{月} + Y \times 12\text{月} + Z \times 12\text{月}) / 39\text{月} = \text{基準業績勘案率}$$

$$(1.0 \times 3\text{月} + 1.0 \times 12\text{月} + 1.0 \times 12\text{月} + 1.0 \times 12\text{月}) / 39\text{月} = \underline{1.0}$$

(別紙2)

### ■前理事の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成16年 1月 1日～平成19年5月31日  
(役職在職期間 平成15年10月 1日～平成19年5月31日)

#### 2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、  
退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて  
加重平均した値（小数点第2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とした。

##### (1) 各事業年度の基準値 ■前理事の職責にかかる項目数により算定)

###### ①平成15年度 (V)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A+} & \text{A} & \text{B} & \text{C} & \text{D} \\ (0 \times 5 + 13 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 13 = 4.0 \\ \hline \underline{\text{V}} = 1.0 \end{array}$$

###### ②平成16年度 (W)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A+} & \text{A} & \text{B} & \text{C} & \text{D} \\ (0 \times 5 + 18 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 18 = 4.0 \\ \hline \underline{\text{W}} = 1.0 \end{array}$$

###### ③平成17年度 (X)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A+} & \text{A} & \text{B} & \text{C} & \text{D} \\ (0 \times 5 + 21 \times 4 + 1 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 22 = 4.0 \\ \hline \underline{\text{X}} = 1.0 \end{array}$$

###### ④平成18年度 (Y)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{A+} & \text{A} & \text{B} & \text{C} & \text{D} \\ (0 \times 5 + 19 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 19 = 4.0 \\ \hline \underline{\text{Y}} = 1.0 \end{array}$$

###### ⑤平成19年度 (Z)

(役員が在職した民間の法人の業務実績の状況、前々年度の業務実績との比較等により  
分科会において決定

$$\underline{\text{Z}} = 1.0$$

##### (2) 基準業績勘案率の算定

$$\begin{array}{l} (\text{V} \times 3\text{月} + \text{W} \times 12\text{月} + \text{X} \times 12\text{月} + \text{Y} \times 12\text{月} + \text{Z} \times 2\text{月}) / 41\text{月} = \text{基準業績勘案率} \\ (1.0 \times 3\text{月} + 1.0 \times 12\text{月} + 1.0 \times 12\text{月} + 1.0 \times 12\text{月} + 1.0 \times 2\text{月}) / 41\text{月} = \underline{1.0} \end{array}$$

■前理事長・■前理事所掌項目の各年度における評価結果

評価 \ 年度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	理事長	■理事	理事長	■理事	理事長	■理事	理事長	■理事
A+	0	0	0	0	0	0	0	0
A	38	13	46	18	53	21	53	19
B	1	0	2	0	2	1	1	0
C	0	0	1	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0	0	0	0
項目数計	39	13	49	18	55	22	54	19

## ■前理事長、■前理事所掌項目の評価結果

15年度

評価項目（平成15年度）	理事長	理事
<b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b> 一般管理費については、経費の効率的な執行に努める。業務経費については、国民に対して提供するサービスその他の質の向上の目的を達成するため、有効かつ効率的な執行に努める。 最適化計画を策定するための検討を、各部課室において開始する。	A	
<b>2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>		
<b>(1) 消費生活情報の収集</b> ①PIO-NETの運営・地方センターにおける相談カードの作成状況及びPIO-NETへの入力状況の現状を把握す態調査を実施する。 ・「消費生活相談データベース」について、1週間に1回以上のデータ更新を実施する。	A	A
②消費者トラブルメール箱 ・「消費者トラブルメール箱」について、年度内（半年間）に1,750件を上回る情報を収集する。 ・「消費者トラブルメール箱」に寄せられた情報について、年度内（半年間）に2回、収集結果やトラブルの概要を公表する。	A	A
<b>(2) 国民への情報提供</b> ①報道機関等を通じた情報提供・PIO-NETの情報やセンターが処理した苦情相談を分析し、その結果を年度内（半年間）に10テーマ提供する。	A	A
②出版物、テレビ、ホームページ等による情報提供 ア. ホームページ ・被害の防止や解決に役立つ情報をより一層充実させることにより、アクセス件数の増加を図る。	A	A
イ. テレビ番組 ・視聴者モニターにアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。	A	A
<b>ウ. 定期出版物等</b> ・「くらしの豆知識」について、適切なテーマ選択と満足度調査実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。 ・「国民生活」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。 ・「たしかな目」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。	A	A
また、消費者被害防止の情報など緊急を要する内容については、可能な限り速やかに掲載する。	A	A
<b>(3) 苦情相談</b> ①苦情相談 ・消費生活相談の複雑多様化や国際化等に対応するため、専門家との連携を図りつつ、迅速かつ公正なあっせんを実施すること等により、適切な苦情相談処理を行う。	A	
②個人情報の取扱いに関する苦情相談 ・年度内に、PIO-NETに入力された個人情報に係る相談について分析を行い、政府全体の個人情報保護に関する基本方針の策定状況を踏まえつつ、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に向けての準備に着手する。	A	
③地方センターの苦情相談処理への支援 ・経由相談の実施や消費生活相談緊急情報の発行などによる地方センターの苦情相談処理への支援を通じて、その中核的機関としての役割を適切に果たす。	A	
・年度内（半年間）においては、全相談件数に占める経由相談の比率が40%を上回るよう努める。	A	

## ■前理事長、■前理事所掌項目の評価結果

15年度

評価項目（平成15年度）	理事長	理事
④消費者苦情処理専門委員会 ・消費者苦情処理専門委員会については、都道府県の苦情処理委員会や地方センター等の苦情処理の推進に資するため、小委員会を活用するなど柔軟な運用に努め、年度内（半年間）に2件の情報提供を行うように努める。	B	
(4) 関係機関への情報提供 ①地方センターへの情報提供 ・地方センターにおけるPIO-NETの安定的な運営に資するため、PIO-NET運営に関する情報を掲載した「PIO-NET通信」を月1回作成し、地方センターに提供する。	A	A
②行政機関等との情報交流 ・行政機関からのPIO-NET情報に関する情報提供依頼に積極的に対応する。 ・法令に基づく裁判所、警察、弁護士会からの照会について、PIO-NET情報を活用して対応する。	A	A
③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換 ・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 ・年度内（半年間）に、3以上の事業者団体等と定期的な意見交換会を開催する。 ・消費者団体やNPOが活動や交流のために利用できる場所となる「情報交流プラザ（仮称）」の平成16年度中の開設に向け、準備を進める。	A	A
(5) 研修 ①研修 ・地方公共団体の職員を対象とする研修を年度内（半年間）に3コース実施する。 ・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を年度内（半年間）に6コース（地方都市開催1コース）実施する。 ・生活大学移動セミナー（地方都市開催）を年度内（半年間）に5コース実施する。 ・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を年度内（半年間）2コース実施する。 ・小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を年度内（半年間）に1コース実施する。 ・消費者活動リーダーを対象とした研修を年度内（半年間）に1コース実施する。 ・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。	A	
②消費生活専門相談員資格の審査及び認定 ・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国18ヶ所で実施する。	A	
(6) 商品テスト ①原因究明テスト ・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。 ・テスト実施件数は、年度内（半年間）で23件以上とする。 ・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。	A	
②問題提起型テスト ・テスト実施件数は、年度内（半年間）で6件以上とする。 ・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。 ・テストの課題設定及び成果については、商品テスト分析・評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。	A	
(7) 調査研究 ・実施予定の調査研究課題について、外部有識者の意見を聴取するとともに、年度内（半年間）に終了した調査研究について、外部有識者による評価を実施する。	A	
3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙のとおり	A	
4. 短期借入金の限度額		

評価項目（平成15年度）	理事長	■理事
短期借入金の限度額は6億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。	一	
5. 重要な財産の処分等に関する 計画なし		
6. 剰余金の使途 (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備 (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備 (3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備	一	
7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 該当なし (2) 人事に関する計画 ①方針 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 ②人員に係る指標 期末の常勤職員は、期首の126人と同じとする。 (3) 積立金の処分に関する事項 なし	A	

評価項目(平成16年度)	理事長	理事
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 一般管理費については、経費の効率的な執行に努める。 業務経費については、国民に対して提供するサービスその他の質の向上の目的を達成するため、有効かつ効率的な執行に努める。	A	
組織再編を実施し、新たな体制の下で業務の効率化を図るための具体的方策を検討する。	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 消費生活情報の収集①P I O - N E T の運営・大規模データベースの構築・運営等に関する最新の技術情報等の収集を行う。 ・ホストシステム見直しの基本的前提として、苦情相談件数の大幅増への対応方法等について、有識者へのヒアリング等を含めた検討を開始する。 ・相談カード入力項目に関する改善の検討を行う。 ・パソコンを用いて相談カードの直接作成を行うシステムの導入を検討する。 ・「電子版キーワードマニュアル」を作成する。 ・「消費生活相談データベース」について、1週間に1回以上のデータ更新を実施する。 ②消費者トラブルメール箱・「消費者トラブルメール箱」について、3,500件を上回る情報を収集する。 ・「消費者トラブルメール箱」に寄せられた情報について、年度内に4回、収集結果やトラブルの概要を公表する。	A	
(2) 国民への情報提供 ①報道機関等を通じた情報提供 ・P I O - N E T の情報やセンターが処理した苦情相談を分析し、その結果を年度内に20テーマ以上提供する。また、これらの被害の未然防止や拡大防止の観点から必要がある場合には、関係事業者(団体)及び関係行政機関への要望及び情報提供を行う。 ②出版物、テレビ、ホームページ等による情報提供 ア. ホームページ・被害の防止や解決に役立つ情報をより一層充実させることにより、アクセス件数の増加を図る。 ・携帯電話による情報提供の充実を図る。 イ. テレビ番組 ・視聴者モニターにアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。 ウ. 定期出版物等・「くらしの豆知識」について、適切なテーマ選択と満足度調査実施のため、読者等へのアンケート調査とヒアリングを実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。 ・「国民生活」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。 ・「たしかな目」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。	A	A
(3) 苦情相談 ①苦情相談 ・消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置して専門的相談の充実を図り、消費者被害の複雑多様化、国民生活に関連する新たな法律の制定等に適切に対応しつつ、懇切、迅速かつ公正に、あっせん等による苦情相談処理を行う。 ②個人情報の取扱いに関する苦情相談 ・センター及び地方センターに寄せられた個人情報保護法に関する相談情報を収集するため、個人情報保護法相談データベース(仮称)を構築する。 ・個人情報の保護に関する法律の制定や同法第7条に基づく基本方針の策定を受けて、円滑かつ的確な苦情処理を確保するため、国民からの個人情報に関する相談専用電話を設置するなど苦情相談機能の充実強化を図る。	A	

評価項目（平成16年度）	理事長	理事
・地方センターの個人情報の取扱いに関する相談に適切に対応するための相談処理マニュアルを作成する。	A	
③地方センターの苦情相談処理への支援 ・経由相談の実施や消費生活相談緊急情報、製品事故情報の発行などにより、地方センターの苦情相談処理への支援を通じて、その中核的機関としての役割を適切に果たす。 ・年度内においては、全相談（個人情報保護に関するものを除く）件数に占める経由相談（個人情報保護に関するものを除く）の比率が40%以上とする。	A	
④消費者苦情処理専門委員会 ・都道府県の苦情処理委員会や地方センター等の苦情処理の推進に資するため、小委員会を活用するなど柔軟な運用に努め、年度内に4件以上の情報提供を行う。	C	
⑤苦情処理・紛争解決に関する総合的窓口機能の整備 ・政府内におけるADR機関の連携等に関する検討の動向等を踏まえ、消費者トラブルに係る総合的窓口としての機能整備について検討を行う。	A	
<b>(4) 関係機関への情報提供</b>		
①地方センターへの情報提供 ・地方センターにおけるPIO-NETの安定的な運営に資するため、PIO-NET運営に関する情報を掲載した「PIO-NET通信」を月1回作成し、地方センターに提供する。 ・地方センターへ提供する情報の内容、迅速に情報提供するための手段及び情報漏洩防止策について検討する。	A	A
②行政機関等との情報交流 ・行政機関からのPIO-NET情報に関する情報提供依頼に積極的に対応する。 ・法令に基づく裁判所、警察、弁護士会からの照会について、PIO-NET情報や相談処理を行う上で把握した情報を活用して対応する。	A	A
③消費者団体、事業者団体、NPO等との情報交換 ・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう実施する。 ・平成16年度内に、4以上の事業者団体等と定期的な意見交換会を開催する。 ・消費者団体やNPOが活動や交流のために、利用できる場所となる「くらしの情報交流プラザ（仮称）」を平成16年度前半に開設する。	A	
<b>(5) 研修</b>		
①研修 ・地方公共団体の職員を対象とする研修を4コース実施する。 ・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を34コース（地方都市開催18コース）実施する。 ・生活大学移動セミナー（地方都市開催）を11コース実施する。 ・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を3コース実施する。 ・消費者活動リーダーを対象とした研修を1コース実施する。 ・相模原市と共に開講座を1コース実施する。 ・学生及び小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を2コース実施する。 ・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。	A	
②消費生活専門相談員資格の審査及び認定 ・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るために資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国18ヶ所以上で実施する。	B	
<b>(6) 商品テスト</b>		
①原因究明テスト ・テスト技術向上のための研鑽を図り、テスト期間の短縮を行う。 ・テスト実施件数は、年度内で45件以上とする。 ・全国商品テスト企画ブロック会議及び商品テスト技術評価研究会を実施し、全国のテスト担当技術者の技術の向上と効率化を図るとともに、原因究明に必要なテスト方法等の技術相談に対して助言などを行う。	A	A